



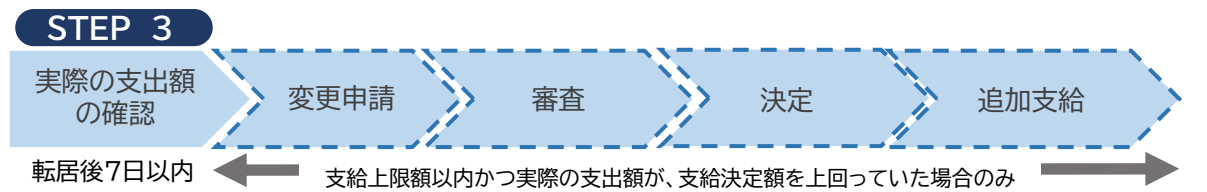
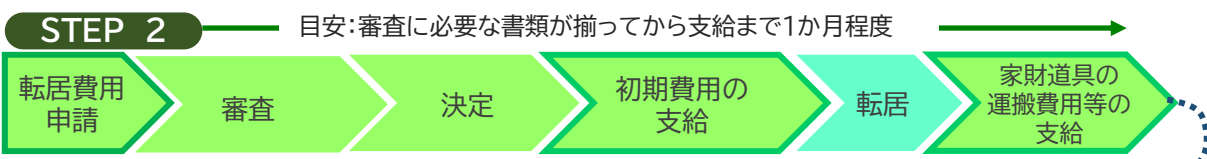
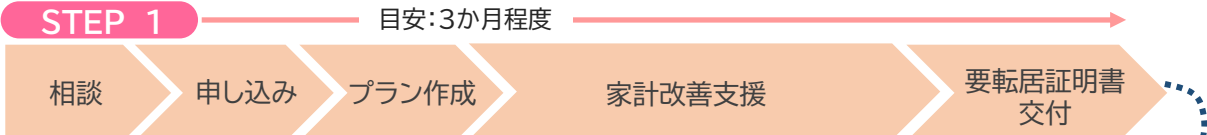
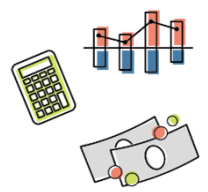
家計の立て直しのための

住居確保給付金(転居費用補助)のご案内

収入が大きく減少し、家賃が安い住宅に転居する必要がある方に、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められることなどを要件として、転居費用を補助します。

相談から支給の流れの概要


転居費用補助の支給を申請する場合には、家計改善支援事業による支援の結果として、転居が必要であり、その費用の捻出が困難で認められることが要件の1つとなっているため、まずは、家計改善支援の実施が必要となります。



詳細については次ページ以降でご確認ください

- 1** 家計改善支援事業とは 1
- 2** 対象経費・支給上限額・支給方法 1
- 3** 支給要件 2
- 4** 手続きの流れ 4
- 5** 適正な受給のため 6
- 6** 各区生活支援課 連絡先一覧 7

1 家計改善支援事業とは

 家計の悩みにアドバイスします！

生活費のやりくりがうまくいかない方に、専門家と一緒に、収支のバランスや借金の状況などを整理し、自ら家計を管理できるようにアドバイスします。必要に応じて、専門窓口の紹介などを行います。

生活困窮者自立支援制度のメニューの1つであるため、自立相談支援事業の申込が必要になります。

横浜市 生活困窮

検索 

具体的な流れは4ページを参照

2 転居費用補助の対象経費・支給上限額・支給方法

(1) 対象経費

支給対象となる経費	支給対象とならない経費
<ul style="list-style-type: none">●転居先の住宅に係る初期費用 (礼金・仲介手数料・家賃債務保証料・住宅保険料)●転居先への家財の運搬費用●ハウスクリーニングなどの原状回復費用 (転居前の住宅に係る費用を含む)●鍵交換費用	<ul style="list-style-type: none">●敷金●契約時に払う家賃(前家賃)●家財や設備(風呂釜、エアコン等)の購入費

(2) 支給上限額

転居先の住居が所在する市町村の生活保護の住宅扶助基準額に基づく額の3倍(これによりがたいときは、別に厚生労働省が定める額)が上限となります。

<参考> 横浜市の生活保護の住宅扶助基準に基づく額

1人世帯:52,000円 2人世帯:62,000円 3人世帯:68,000円

※横浜市における具体的な支給上限額については、現在調整中のため、確定次第更新します。

(3) 支給方法

原則として、横浜市が不動産仲介業者等の口座に直接振込みます。

※ 支給対象とならない経費等は、直接不動産仲介業者等にお支払いください。

3

支給要件

申請時に次の①～⑪のすべてに該当する方が対象になります。

<input type="checkbox"/>	①基本要件	申請者と同一の世帯に属する者の死亡、又は申請者若しくは申請者と同一の世帯に属する者の離職、休業等により、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の収入の合計額(以下、「世帯収入額」という。)が著しく減少し、経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれのある者であること。								
<input type="checkbox"/>	②収入減少期間要件	申請日の属する月において、収入減少した月から2年以内であること。								
<input type="checkbox"/>	③生計維持要件	申請日の属する月において、その属する世帯の生計を主として維持していること。								
<input type="checkbox"/>	④収入要件【P.3参照】	申請日の属する月における世帯収入額が、基準額及び申請者が賃借する住宅の一月あたりの家賃の額(※)を合算した額(収入基準額)以下であること。 ※申請者が持家である住宅等に居住している場合又は住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額とし、当該費用の額が住宅扶助基準に基づく額を超える場合は、当該額。								
<input type="checkbox"/>	⑤資産要件	申請日における申請者及び申請者と同一の世帯に属する者の所有する金融資産の合計額が、下表の金融資産上限額以下である。 <table border="1" data-bbox="459 1048 1430 1151"> <thead> <tr> <th>世帯人数</th> <th>1人</th> <th>2人</th> <th>3人以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>金融資産上限額</td> <td>504,000円</td> <td>780,000円</td> <td>1,000,000円</td> </tr> </tbody> </table>	世帯人数	1人	2人	3人以上	金融資産上限額	504,000円	780,000円	1,000,000円
世帯人数	1人	2人	3人以上							
金融資産上限額	504,000円	780,000円	1,000,000円							
<input type="checkbox"/>	⑥家計改善に関する要件	家計に関する相談支援において、より家賃が低額な物件等の新たな住居へ転居し支出を削減する又は転居に伴い家賃が上がる(持ち家からの転居を含む。)が家賃負担を含めた家計全体の支出が改善されるなど、転居することが自立を促進するために必要であるが、そのための費用の捻出が困難であると認められること。								
<input type="checkbox"/>	⑦類似給付に関する調整規程	自治体等が法令又は条例に基づき実施する離職者等に対する転居の支援を目的とした類似の給付等を申請者及び申請者と同一の世帯に属する者が受けていないこと。								
<input type="checkbox"/>	⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する者のいずれもが暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。									
<input type="checkbox"/>	⑨ 現在、生活保護を利用していないこと。									
<input type="checkbox"/>	⑩ 過去に住居確保給付金の転居費用補助の支給を受けていないこと。もしくは、過去に住居確保給付金の転居費用の補助の支給を受けたが、その支給が終了した月の翌月から起算して1年経過していること。									
<input type="checkbox"/>	⑪ ①から⑩までの項目に該当し、【住居確保給付金申請時確認書(様式1-2A)】の内容について誓約及び同意すること。									

収入基準額について

申請日の属する月における、世帯収入額が、次の「収入基準額」を超えないこと。

- ・収入とは、給与収入、事業収入(自営業など)、公的給付(失業給付や年金など)、その他恒常的な収入(仕送りなど)など、申請日の属する月の世帯全体の収入額です。
 【給与収入】 = 総支給額(社会保険料天引き前) - 交通費支給額
 【自営業等の事業収入】 = 総収入金額 - (事業収入を得るための)必要経費(*確定申告に準ずる)

世帯員数	①収入基準額	④収入上限額
	②基準額 + 申請者家賃 (③家賃上限額)	
1人	84,000円 + 申請者家賃 (上限52,000円)	136,000円
2人	130,000円 + 申請者家賃 (上限62,000円)	192,000円
3人	172,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)	240,000円
4人	214,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)	282,000円
5人	255,000円 + 申請者家賃 (上限68,000円)	323,000円
6人	297,000円 + 申請者家賃 (上限73,000円)	370,000円
7人	334,000円 + 申請者家賃 (上限81,000円)	415,000円
8人	370,000円 + 申請者家賃 (上限81,000円)	451,000円
9人	407,000円 + 申請者家賃 (上限81,000円)	488,000円
10人	443,000円 + 申請者家賃 (上限81,000円)	524,000円

！ 収入要件の確認について

③家賃上限額 (上記の表から転記) 現在の申請者の家賃額 (※1)

A 円 B 円

AとBを比べて小さい方 ②基準額 (上記の表から転記)

C 円 + D 円 =

あなたの収入基準額

E 円

申請月の世帯収入額

F 円

EとFを比較

Eの方が大きい場合



Fの方が大きい場合

(または同じ)

対象外

※1

- 家賃額には共益費・管理費・駐車場代等は含まれません。
- 申請者が持家または住居を持たない場合は、その居住の維持又は確保に要する費用の額となります。

・持家の場合

固定資産税、火災保険等の当該住居の維持にかかる費用など

・住居を持たない場合

ネットカフェ利用料等の寝泊まりする場所の確保に要する費用など

4 手続きの流れ

STEP 1

目安:3か月程度

相談

申し込み

プラン作成

家計改善支援

要転居証明書
交付

1

相談

家計の見直しなど、まずは困っていることや解決したいことをお聞かせください。



2

利用申込み

自立相談支援事業及び家計改善支援事業の利用申込をします。

3

プラン作成・目標設定

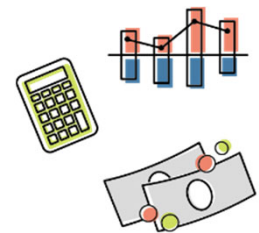
家計の見直しや、その他のお困りごとについて一緒に整理をします。
解決に向けた目標を立てて、具体的に取り組むためのプランを一緒に作ります。



4

家計改善支援の実施

家計の状況の改善のため、現在の収入や支出の状況を把握し、家計の状況の「見える化」を図り、生活を早期に再生させるための「家計再生プラン」を策定します。
また、家計収支を改善し、家計管理能力を高めることができるように「家計計画表」や「キャッシュフロー表」の作成等を行うとともに、家計の改善のために転居が必要であること及び転居のための費用の捻出が困難であることを確認します。



5

要転居証明書(様式10)の交付

家計改善支援の結果、転居が必要と認められた場合には、「要転居証明書(様式10)」が交付されます。

STEP 2 へ

STEP 2

目安:審査に必要な書類が揃ってから支給まで1か月程度



6

住居確保給付金(転居費用補助)の申請

必要な書類を添付し、「生活困窮者住居確保給付金支給申請書(則様式第1号の2(様式1-1))」を区役所へ提出し、「住居確保給付金申請時確認書(様式1-2A)」の誓約事項及び同意事項の確認を署名します。

7

転居先の住居の確保及び不動産仲介業者等との調整

支給申請者は、家計改善支援事業を通じて示された家賃額をおおよその目安として、不動産仲介業者等へ申請書の写しを提示し、転居先の住居を探します。

【注意事項】

- ・支給の審査及び決定は、審査に必要な書類(添付資料及び追加確認書類)が一式揃ってからになります。
- ・審査に必要な書類が揃ってから支給まで1か月程度の期間を要しますので、初期費用等の支払期限や入居予定日、賃貸借契約日等について、予め不動産仲介業者等と調整をお願いします。
- ・確保しようとする住居が、家計改善支援事業を通じて示された家賃額を超える場合には、区役所に連絡してください。

8

追加書類を区役所へ提出

下記の追加書類を提出してください。

- 不動産仲介業者等から交付を受けた入居予定住宅に関する状況通知書(様式2-2)
- 転居に要する費用の額及び内訳が確認できる書類・各種見積書(家財の運搬費用、原状回復費用等)

9

区生活支援課で審査し、決定内容について本人へ通知

-----以下は支給決定された場合の流れ-----

10

不動産仲介業者等に住居確保給付金が支給決定された旨を本人から報告 また、不動産仲介業者等の指定の口座へ区役所から初期費用が振り込まれる

【注意事項】

- ・転居に要する費用(初期費用、家財の運搬費用等)が決定通知書に記載の支給額を超える場合、差額は自己負担になります。
- ・転居に要する費用の実際の支払い額が支給決定額を下回った場合には、差額分を返還していただきます。

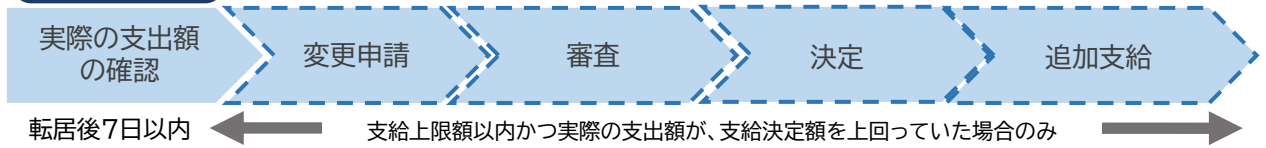
11

転居・家財道具の運搬費用等の支給

家財道具の運搬費用等も、原則業者の指定の口座へ区役所から振り込まれます。

STEP 3 ^

STEP 3



12

住宅入居日から7日以内に住居確保報告書(様式5)及び必要書類を区役所へ提出(郵送可)

下記の書類を提出してください。

- 住居確保報告書(様式5)
- 賃貸借契約書の写し
- 新住所における住民票の写し



【その他】

- ・実際の支出額が支給決定額を上回っていた場合、支給上限額以内かつ支給対象経費であり、社会通念上、妥当な範囲であれば、差額を追加支給ができる場合がありますので、区役所へご相談ください。
- ・実際の支出額が支給決定額を下回っていた場合は、差額分を返還させていただきます。

5 適正な受給のため

- ・虚偽の申請や届出など、不適正な受給に該当することが判明した場合、以後の給付金を中止するとともに、過支給分の全額または一部について返還させていただきます。
- ・本給付金の振込先である不動産仲介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産仲介業者等であることが確認された場合は、当該不動産仲介業者等が関わる給付の振込を中止します。

6

各区生活支援課 連絡先一覧

区名	窓口	〒	住所	電話番号	FAX
鶴見区	生活支援課	230-0051	鶴見中央3-20-1	510-1785	510-1899
神奈川区	生活支援課	221-0824	広台太田町3-8	411-7103	411-0361
西区	生活支援課	220-0051	中央1-5-10	320-8415	322-9877
中区	生活支援課	231-0021	日本大通35	224-8250	224-8239
南区	生活支援課	232-0024	浦舟町2-33	341-1207	341-1219
港南区	生活支援課	233-0003	港南4-2-10	847-8404	847-0378
保土ヶ谷区	生活支援課	240-0001	川辺町2-9	334-6266	334-6030
旭区	生活支援課	241-0022	鶴ヶ峰1-4-12	954-6069	951-5831
磯子区	生活支援課	235-0016	磯子3-5-1	750-2408	750-2542
金沢区	生活支援課	236-0021	泥亀2-9-1	788-7815	788-7883
港北区	生活支援課	222-0032	大豆戸町26-1	540-2329	540-2358
緑区	生活支援課	226-0013	寺山町118	930-2333	930-2329
青葉区	生活支援課	225-0024	市ヶ尾町31-4	978-2341	978-2416
都筑区	生活支援課	224-0032	茅ヶ崎中央32-1	948-2311	948-2486
戸塚区	生活支援課	244-0003	戸塚町16-17	866-8431	866-2683
栄区	生活支援課	247-0005	桂町303-19	894-8400	894-3423
泉区	生活支援課	245-0024	和泉中央北5-1-1	800-2305	800-2515
瀬谷区	生活支援課	246-0021	二ツ橋町190	367-5705	365-6351